さいたま市物価高騰対応 重点支援給付金支給要綱

> 令和5年12月22日 さいたま市

さいたま市物価高騰対応重点支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に掲げる「物価高から国民生活を守る」の事項(以下「経済対策」という。)についての対応として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対する臨時的措置として実施する物価高騰対応重点支援給付金の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 物価高騰対応重点支援給付金 前条の臨時的措置として、さいたま市 (以下「市」という。)によって贈与される給付金をいう。
 - (2) 支給対象者 次条に定めるところにより、物価高騰対応重点支援給付金を贈与される者をいう。
 - (3) 支給 この要綱の規定により、市と支給対象者との間に成立した負担付贈与契約の履行として、物価高騰対応重点支援給付金を現実に提供することをいう。
 - (4) 申請 物価高騰対応重点支援給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、この要綱の規定により、市長に対して支給の決定を求める行為をいう。
 - (5) 均等割 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第736条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。)のうち、同法第294条第1項第1号の規定により、個人に対して課される同法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
 - (6) 所得割 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村 民税(同法第736条第3項で準用する場合を含む。以下同じ。)のう ち、同法第294条第1項第1号の規定により、個人に対して課される 同法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。
 - (7) 納税義務者 均等割を課されるべき者のうち、さいたま市市税条例 (平成13年条例第67号)又はその他の市町村(特別区を含む。以下 同じ。)の条例の規定により、均等割及び所得割の免除を受けた者(租 税条約による免除の適用の届出によって均等割が課されていない者を除 く)を除いた者をいう。
 - (8) 所得割納税義務者 納税義務者のうち、所得割が課税されるべき者を いう。
 - (9) 扶養親族等 納税義務者と生計を一にする配偶者、地方税法第292 条第1項第9号に規定する扶養親族、同法第313条第3項に規定する 青色事業専従者及び同条第4項に規定する事業専従者をいう。
 - 10 扶養者 申請者又は申請者と同一の世帯(住民基本台帳法(昭和42

年法律第81号)の規定による世帯をいう。以下同じ。)に属する者と 生計を一にする者で、当該申請者又は申請者と同一の世帯に属する者が 納税義務者の扶養親族等に該当するかを判断するために、市長が調査の 対象とする者をいう。

- (11) 住民税均等割非課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、令和 5 年度分の均等割について、納税義務者に該当しない者である世帯
- (12) 住民税均等割のみ課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、令和 5 年度 分の所得割について、所得割納税義務者に該当しない者である世帯のう ち、前号に該当しない世帯
- (13) 収入見込額 令和5年7月から12月までの任意の1か月の収入に1 2を乗じて得た金額で、市長が別に定めるものをいう。
- (14) 所得見込額 収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た 金額で、市長が別に定めるものをいう。
- (15) 非課税水準 次号に規定する家計急変世帯の判定に用いる基準として、 市長が別に定める金額をいう。
- (16) 家計急変世帯 第11号又は第12号に該当する世帯以外の世帯のうち、家計の予期せぬ急変により収入見込額又は所得見込額が減少し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯として、市長が別に定めるものをいう。
- (17) 公的身分証明書等 申請者及びその代理人が本人であることを確認するための書類で市長が別に定めるものをいう。
- (18) 支給事務員 市長又はその委任を受けた市職員及びこれらの者の履行 補助者(市長が別に定めるところによりこれらの者を機械的に補助する 者)をいう。
- 19 申請代理人 申請者の代理人として申請を行うことができる者をいう。
- 20 代理申請 申請代理人による申請をいう。
- ② 受給権者 第10条の規定により支給決定を受けた者をいう。
- ② 受給代理人 受給権者の代理人として支給を受けることができる者をいう。

(支給要件)

- 第3条 支給対象者の要件は、令和5年12月1日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。)であって、次の各号の区分のいずれかに該当する世帯の世帯主であることとする。
 - (1) 住民税均等割非課税世帯
 - (2) 住民税均等割のみ課税世帯

- (3) 家計急変世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯の世帯主として、市長が別に定めるものは、支給要件を満たさないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、支給対象者が他の市町村を含めて同様の趣旨の給付金を受給している場合は、支給しないものとする。
- 4 配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する措置を受けた者その他特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が別に定めるところによる。

(物価高騰対応重点支援給付金の支給額)

- 第4条 物価高騰対応重点支援給付金の金額は、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 住民税均等割非課税世帯 1世帯当たり7万円
 - (2) 住民税均等割のみ課税世帯 1世帯当たり10万円
 - (3) 家計急変世帯 1世帯当たり7万円

(受給権者の特例)

第5条 受給権者が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯員のうちから選ばれた者)とする。

(支給事務員の質問検査権等)

- 第6条 支給事務員は、物価高騰対応重点支援給付金の支給に係る事務を行 うために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問をし、又はこれら の者に関する証明書その他の物件の提示若しくは提出を求めることができ る。
 - (1) 申請者
 - (2) 支給対象者に該当すると認められる者のうち申請をいまだ行っていない者
 - (3) 第1号又は第2号に掲げる者と同一の世帯に属する世帯員
 - (4) 申請代理人
 - (5) 受給代理人
 - (6) 第1号又は第2号に掲げる者の扶養者
 - (7) 前各号に掲げる者以外の者で物価高騰対応重点支援給付金の事務に関し直接関係があると市長が認めた者
- 2 前項に規定する支給事務員の権限は、犯罪捜査のほか、地方税の賦課徴収 のために認められたものと解釈してはならない。

- 3 支給事務員は、物価高騰対応重点支援給付金の事務に関する調査について必要がある場合で、申請者又は扶養者の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報(当該個人情報が地方税法第22条に規定する秘密に該当する場合を含む。)について、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年さいたま市条例第42号)第3条第1項に規定する実施機関が保有する簿書及び資料(これらの写し及び電子記録を含む。以下「資料等」と総称する。)の閲覧又は記録をすることができるほか、実施機関から必要な資料等の提供を受けることができる。
- 4 申請者又は扶養者が民法(明治29年法律第89号)第13条第1項第1 0号に規定する制限行為能力者である場合において、これらの者が未成年 その他精神上の障害等により事理を弁識する能力を欠く常況にあるとき は、その者の民法の規定による親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権 授与の審判がされた保佐人及び代理権授与の審判がされた補助人(以下「法 定代理人」と総称する。)の明示又は黙示の同意をもって、前項の同意があっ たものとみなす。
- 5 支給事務員が、物価高騰対応重点支援給付金の支給要件の該当性を判定 する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他当該支給を実施する ために基礎とする情報について、個人番号を利用して管理するための必要 な措置については、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第11条に定めると ころによる。

(物価高騰対応重点支援給付金の申請)

- 第7条 物価高騰対応重点支援給付金の支給を受けようとする者は、物価高騰対応重点支援給付金確認書(申請書)(以下「確認書」という。)、物価高騰対応重点支援給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)又は物価高騰対応重点支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)(以下、これらを総称して「申請書」という。)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の申請書を提出する場合には、申請書に公的身分証明書等の写しを 添付しなければならない。
- 3 申請書の受理開始日は、市長が別に定める。
- 4 申請の期限は、令和6年5月10日とする。
- 5 第11条第1項第2号に掲げる方法により支給を受けようとする者は、 同号に規定する口座を特定するための書類を申請書に添付しなければなら ない。ただし、申請に際し、あらかじめ口座が特定されている場合は、この 限りではない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、支給対象者が公的給付の支給等の迅速かつ 確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第3条に基づき、公 的給付支給等口座を登録している場合及び令和5年度電力・ガス・食料品等

価格高騰重点支援給付金を受給している場合の取扱いは、市長が別に定める。

(代理人による物価高騰対応重点支援給付金の申請)

- 第8条 申請代理人は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 申請者の法定代理人
 - (2) 親族又は代理申請を行うことについて正当な理由があると市長が認めた者
- 2 申請代理人は、申請者及び申請代理人の公的身分証明書等を申請書に添付しなければならない。
- 3 申請代理人が法定代理人のときは、前項に加えて、代理権を確認する書類として申請者の戸籍謄本又は戸籍抄本若しくは登記事項証明書又は家庭裁判所の証明書を申請書に添付しなければならない。

(申請の補正)

- 第9条 申請がこの要綱の規定及び第26条の規定により市長が別に定める ものの規定に適合していないときで、補正することができるものであると きは、市長は申請者又はその申請代理人に相当の期間を定めて補正を命じ るものとする。
- 2 申請者又はその申請代理人が前項で定めた期間を経過しても補正に応じないときは、第10条第3項の定めるところにより取り扱うものとする。なお、第16条に定める期限までに補正がなされないときも同様とする。

(物価高騰対応重点支援給付金の支給決定及び不支給決定)

- 第10条 市長は、申請書の提出があった場合において、申請者が支給対象者 に該当する場合は、物価高騰対応重点支援給付金の支給の決定(以下「支給 決定」という。)をしなければならない。
- 2 市長が支給決定をしたときは、受給権者に対して、次に定めるところにより通知する。
 - (1) 次条第1項第1号又は第2号に規定する支給方法による場合 さいた ま市物価高騰対応重点支援給付金支給決定通知書
 - (2) 次条第1項第3号又は第4号に規定する支給方法による場合 さいたま市物価高騰対応重点支援給付金支給決定通知書又はさいたま市物価高騰対応重点支援給付金支給決定通知書兼受取証書
- 3 市長は、申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定にかかわらず物価高騰対応重点支援給付金を支給しない旨の決定(以下「不支給決定」という。)をし、さいたま市物価高騰対応重点支援給付金不支給決定通知書により申請者に通知しなければならない。
 - (1) 申請者が支給対象者に該当しないとき。

- (2) 申請者又はその申請代理人が前条に規定する補正の命令に従わなかったとき。
- (3) 申請が偽りその他不正の手段によりされたとき。
- (4) 申請が第7条第3項の申請受理開始日から同条第4項の申請受理期限 までの期間内にされなかったとき。
- (5) 申請代理人又は受給代理人がその要件を欠くとき。
- (6) 申請者又は第6条第1項第2号から第7号までに掲げる者が、同項の 規定による支給事務員の質問に対し答弁をしないとき若しくは虚偽の答 弁をしたとき又は必要な証明書その他の物件の提示若しくは提出を拒ん だとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不支給決定を相当と認めるとき。
- 4 市長は、支給決定をしたときは、当該決定を受けた受給権者又はその受給 代理人に対して、次条の規定により当該受給権者が選択した方法により支 給しなければならない。
- 5 申請後、支給決定前に死亡した者の取扱いについては、民法第97条第3 項及び第526条の定めるところによる。

(物価高騰対応重点支援給付金の支給)

- 第11条 物価高騰対応重点支援給付金の支給は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる支給方法は、受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。
 - (1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等 に関する法律第3条に基づき登録されている公的給付支給等口座及び 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を受給した口 座(受給権者本人の名義で開設されたものに限る。)に振り込む方法
 - (2) 申請書に記載された受給権者本人名義の金融機関の口座(地方税法の施行地内で開設されたものに限る。)に振り込む方法
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条に規定する市の事務所及 びさいたま市区の設置等に関する条例(平成14年条例第66号)第3条 に規定する区の事務所のうち、市長が指定する事務所において現金を支 給する方法(現金で支給を受けることにつき相当の理由があると市長が 認めた場合に限る。)
 - (4) 前各号に掲げる方法のほか、市長が指定する方法
- 2 市長は、受給権者が前項第1号及び第2号による支給を希望した場合で、 その支給のための口座を特定できないときは、第3号又は第4号の方法に より支給することができる。
- 3 市長は、前項第3号又は第4号の方法で支給をするときは、受給権者に対して、さいたま市物価高騰対応重点支援給付金支給決定通知書(兼受取証書)の交付を請求することができる。

4 前項の場合において、市長は、さいたま市物価高騰対応重点支援給付金支給決定通知書(兼受取証書)の交付があるまで、支給をしないことができる。

(代理人への物価高騰対応重点支援給付金の支給)

- 第12条 受給代理人は、第8条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 2 申請者は、第10条の規定により支給決定を受けた場合における受給代理人(以下この条において単に「受給代理人」という。)を選任するときには、申請者及び申請代理人の公的身分証明書等を申請書に添付しなければならない。
- 3 受給代理人を選任する場合の前条の適用については、前条第1項第2号中「申請書に記載された受給権者本人名義」とあるのは、「受給代理人本人 名義」と読み替えるものとする。
- 4 第8条の規定により申請代理人を定めた場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、受給代理人は、申請代理人と同一の者でなければならない。

(物価高騰対応重点支援給付金の支給取消決定)

- 第13条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、支給決定を取り消すこと (以下「支給取消決定」という。)ができる。
 - (1) 受給権者が支給対象者に該当しないことを市長が知ったとき。
 - (2) 受給権者又はその申請代理人が虚偽又は不正な手段により申請を行ったことを市長が知ったとき。
 - ③ 受給権者又はその受給代理人が支給を拒んだとき。
 - (4) 受給権者又はその受給代理人の責めに帰すべき事由により支給ができないとき。
 - (5) 第11条第1項第2号(前条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)の口座を特定できないとき。ただし、同条第1項第3号又は第4号の方法で支給できるときはこの限りではない。
 - (6) 受給代理人が前条第1項の要件を欠くことを市長が知ったとき。
 - (7) 受給権者がさいたま市物価高騰対応重点支援給付金返還等申出書により返還を申し出たとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が支給取消決定を相当と認めるとき。
- 2 市長は前項の規定により支給決定を取消した場合は、さいたま市物価高騰対応重点支援給付金支給取消決定通知書兼返還請求書により、その旨を受給権者に通知しなければならない。
- 3 市長が支給決定を取消した場合において、既に物価高騰対応重点支援給付金の支給がされていた場合は、当該取消しを受けた者は、物価高騰対応重点支援給付金をその支給の時から利息を付して市に返還する義務を負う。
- 4 前項の場合において、返還すべき金銭に付すべき利息の額は、物価高騰対応重点支援給付金の支給がされた日の翌日から返還の履行の日までの期間

- の日数に応じ、返還すべき金額に年 3 パーセントの割合を乗じて得た金額とする。
- 5 市長は、第3項の場合において、受給権者が支給取消決定を受けたことに ついてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の利息を免 除することができる。

(不支給決定等から支給決定への変更決定)

- 第14条 市長は、不支給決定又は支給取消決定(以下「不支給決定等」という。)をした場合において、その後に新たに判明した事実が当該不支給決定等の基礎としたところと相違することを知ったときは、既に行った不支給決定等を変更し、新たに支給決定を行うこと(以下「不支給決定等から支給決定への変更決定」という。)ができる。
- 2 前項の規定により生じた市の債務と市の債権が同一人について生じた場合は、第19条に定めるところによる。

(変更決定の申出)

- 第15条 申請者又は受給権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市 長に対して変更決定の申出をすることができる。
 - (1) 申請書に記載した事項を変更するとき。
 - (2) 支給決定又は不支給決定等を受けた後に判明した事実が当該決定の基礎とされたところと相違する場合で、当該事実に基づけば、支給対象者に該当することとなるとき(当該事実に基づけば、第3条第1項各号に掲げる世帯区分が変更となるときを含む。)。
- 2 前項の規定による申出をしようとする者は、さいたま市物価高騰対応重 点支援給付金変更決定申出書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項第1号の場合において、申請者、受給権者、申請代理人又は受給代理人が、第11条第1項各号に規定する方法を変更するときは、それぞれ本要綱に規定する申請者、受給権者、申請代理人、受給代理人又は同条の規定を準用する。
- 4 第2項の申出書には、新たに判明した事実がその不支給決定等の基礎と されたところと相違することを証する書類を添付しなければならない(書 類を添付できないことにつき、市長がやむを得ないと認める場合を除く。)。
- 5 市長は、さいたま市物価高騰対応重点支援給付金変更決定申出書の提出 があった場合には、その申出に係る事実を調査し、不支給決定等から支給決 定への変更決定をする旨又は申出に理由がない旨をその申出をした者に通 知しなければならない。
- 6 前項の規定による決定の結果、第10条第4項の規定により既に支給している金額が変更となる場合であって、当該変更となる金額が既に支給している金額より多くなるときは、市長はその差額を支給しなければならない。この場合において、当該差額の支給方法は、同項の例によるものとする。

- 7 前項に規定する場合であって、当該変更となる金額が既に支給している 金額より少なくなるときは、受給権者は、当該差額を返還しなくてはならな い。
- 8 変更の申出は、申請代理人も行うことができる。
- 9 さいたま市物価高騰対応重点支援給付金変更決定申出書を市長に提出した後、不支給決定等から支給決定への変更決定前に死亡した者の取扱いについては、民法第97条第3項及び第526条に定めるところによる。

(申出期間)

第16条 前条第1項の申出は令和6年6月10日まで行うことができる。 ただし、期限までに申出がなされないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(申請等の取下げ)

- 第17条 申出者が、申請及び変更決定の申出(以下「申請等」という。)を 取下げようとするときは、さいたま市物価高騰対応重点支援給付金申請等 取下書を市長に提出することにより取下げを行うことができる。
- 2 前項の取下げを行うことができる期間は、申請等を行った日から、当該申請等に係る支給決定、不支給決定等から支給決定への変更決定又は不支給決定がされる日までとする。

(地方税法の規定による地方団体の徴収金への充当の禁止)

第18条 物価高騰対応重点支援給付金を地方税法の規定による地方団体の 徴収金に充当することはできない。

(価格高騰重点支援給付金以外の債権との相殺)

- 第19条 市長は、市が第13条第3項又は第15条第7項の規定による債権を有する場合には、その債務者が有する物価高騰対応重点支援給付金に係る債権と相殺をすることができる。
- 2 前項の相殺は、当事者から一方に対してさいたま市物価高騰対応重点支援給付金相殺通知書を送達することによって行うものとする。この場合において、その意思表示には条件又は期限を付することができない。
- 3 市長は、市が第14条による債権以外の債権(地方自治法第240条第1項に規定する債権以外の債権を含む。)を有する場合において、その債権と物価高騰対応重点支援給付金に係る債務の相殺をもって、物価高騰対応重点支援給付金の債権者に対抗することができない。

(債権譲渡の禁止)

第20条 支給決定(不支給決定等から支給決定への変更決定を含む。次条に おいて同じ。)により生じた債権を第三者に譲渡することはできない。 (支給の履行期限)

第21条 支給は、支給決定の日の翌日から起算して1月(受給権者の責めに 帰すべき事由その他正当な事由により市長が支給をできなかった期間を除 く。)を経過した日までにしなければならない。

(支給債権等の消滅時効)

第22条 支給に係る金銭債権(第13条第3項及び第4項の規定により、市 長が支給取消決定を受けた者に対して取得する金銭債権を含む。)の消滅時 効は、民法に定めるところによる。

(個人情報の取扱い)

第23条 この要綱の規定に基づいて行う事務に関する個人情報保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報の取扱いについては、同法律の定めるところによる。

(関係書類の整備)

第24条 申請者は、物価高騰対応重点支援給付金の申請及び支給に係る書類をその申請の日から5年間保管しなければならない。

(期間の計算及び期限の特例)

第25条 この要綱に定める期間の計算及び期限の特例については、民法の 定めるところによる。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(民法等との関係)

第27条 この要綱及び前条の規定によって市長が別に定めるもののほか、 市と申請者が締結する物価高騰対応重点支援給付金に係る負担付贈与契約 その他これに関する事項に関しては、民法その他の関係法令の定めるとこ ろによる。

(様式)

第28条

この要綱の施行に関し必要な書類の様式は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和6年8月31日を限り、その効力を失う。

第3条 第2条の規定にかかわらず、支給取消決定は、同条に規定する日以後 又は第13条第1項各号に掲げる事由が生じた日(申請等、支給決定、不支 給決定、不支給決定等から支給決定への変更決定その他物価高騰対応重点 支援給付金の支給に関する裁判又はその判決により同号に掲げる事由に該 当することが判明した場合は、その判決の日)の翌日から起算して6か月 を経過した日のいずれか遅い日まですることができる。この場合において、 支給取消決定に関する同要綱の規定は、なおその効力を有するものとする。